

Title	紀州熊野一揆について
Sub Title	The Kumano riot of 1614-15
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.7 (1958. 7) ,p.576(20)- 592(36)
JaLC DOI	10.14991/001.19580701-0020
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580701-0020">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580701-0020</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 紀州熊野一揆について

速水融

- 一 序論
- 二 戦国末期の熊野地方
- 三 浅野氏入部と検地
- 四 一揆の勃発とその経過
- 五 北山地方の村落構造
- 六 近世初期一揆の性格

## 一 序論

慶長十九年（一六一四）、大坂陣のさ中に勃発した紀州熊野の一揆は、近世初期における農民一揆の一類型として従来史家の注目を集めて来た。伊東多三郎氏は紀州における近世封建制成立との関連において、紀州に特徴的に残る中世以来の土豪勢力の反抗と語り、観点からこの一揆を採り上げておられる。<sup>(注一)</sup> 又林基氏も近世初期の一揆の一類型として、この一揆を反動的農奴主の近世領主への反抗と規定される。<sup>(注二)</sup> 両氏ともこの時期の紀州熊野地方を辺境の後進地帯とさ

れ、それ故に近世初頭にまで持ち越された農奴主経営が、その解体を要求する近世封建権力に対して反抗せざるを得なかった事を述べられている。筆者は先学のこのような基本的な見方に異を唱えるものではないが、従来行ってきた紀州慶長検地の研究と関連させながらこの一揆の内容、一揆の舞台となった熊野北山地方の農村構造について検討し、その意義を再吟味しようと考えた。蓋し両氏のすぐれた研究にも拘らず、一揆の主体となった農民階層、及び、村落構造の分析、検地の問題等について具体的考察が殆んどなされていないと言ふ事情は、その解明を要請しているからである。

〔注一〕 伊東多三郎「近世封建制度成立過程の一形態——紀州藩の場合——」（社会経済史学第十一巻七・八号所収）

〔注二〕 林基「近世における階級闘争の諸形態」（社会構成史大系所収）昭和二十四年、第二章参照。

〔補注〕 なおここに熊野一揆、或いは北山一揆という二つの表現が

あるが、慶長十九年の一揆が北山を中心として起ったのに対し、同二十年の一揆は日高郡方面の奥地で生じたものであるから広く両者を熊野一揆として表わすこととする。また北山地方と言う場合、狭義には旧北山郷・北山組を指すのであるが、ここでは広く北山川の流域、即ち尾呂志、入鹿を含めた地域を指すことにする。

## 二 戦国末期の熊野地方

紀州熊野地方は辺遠の地であって、中央勢力の影響を被ること少なく、しかも経済的な先進地帯では決してなかったため、中世的土豪勢力が強く残存した事は諸氏の指摘される如くである。しかし、この地方の経済的後進性を強調しすぎる事は危険である様に考えられる。と言うのは、陸路こそ辺遠の地で、平野部に乏しいが、海上交通をもつてすれば、西は紀伊水道を経て大阪湾沿岸、又東は志摩半島を廻って伊勢湾と、中世末期以来経済的活動の著しい両地方と結びつき易く、漁業、林業等の産業的活動も決して無視しえないからである。ただ軍事的には中央から孤立しており、戦国の動乱に当たっても直接中央勢力に蹂躪されると言う様なことはなかったのである。又、一たび山間部へ入れば険阻な地形に拠って、土豪勢力はその威を張り、容易に屈することなく近世初頭に至る間生き続けてきた。その内にも、熊野川口に位置する新宮に本拠を有する堀内氏は、周辺を従えて、漸く戦国大名化せんとする勢力を示しつつあつ

た。しかし、堀内氏の権力構造はなお依然として在地の土豪勢力を基盤としていたという事を見逃してはならない。天正十三年（一五八五）秀吉の紀州遠征直前における堀内氏（当主安房守氏善）の支配領域は、南は太田荘田原村、北は伊勢との国境にまで及んでいた。この領主の軍事的特徴として熊野水軍を挙げねばならない。秀吉の朝鮮役に際しては、隣国の九鬼氏と共に水軍を担当している。文祿役の諸文書に見られる「熊野衆」は堀内氏等の統率する熊野水軍の謂であろう。従って堀内氏の熊野における勢力範囲は海岸線に沿うた地域に偏っていた。この時期においてなお熊野川奥の十津川、北山方面に完全な支配権は未だ及んでいなかったのである。

天正十三年秀吉の南征は紀州西北部の旧勢力たる根来、雑賀、湯川等の諸党を没落させ、大和郡山の異母弟羽柴秀長の下に、和歌山に桑山氏を、田辺に杉若氏を置いてこの地方を掌握したが、新宮の堀内氏のみは旧領をそのまま安堵されている。そして同年閏八月には小堀新助を奉行として紀州一國を検地せしめた。この検地は太閤検地の初期の例として興味を引くが、現在殆んど明らかにされていない。筆者はさきに熊野北山地方の天正十六年の検地帳を紹介したが、これが小堀検地であるところから、現在にまで明らかにされた、紀州における天正検地の唯一の事例であると言える。秀長の検地の命令が天正十三年に出され、恐らく同年検地が施行されたであろうが、北山地方——僅か二カ村の検地帳と、一カ村の名寄帳にすぎないのであるが——の検地帳が三年後の天正十六年であるのは如何な

る理由によるものであろうか。これについては前稿において示した如く、天正十六年秀長の命令によって堀内氏が北山征伐を行っていると云う事実、即ち、この年まで北山地方がなお完全に旧土豪勢力の下にあり、距離の上から言えばまさに目と鼻とも言うべき新宮の堀内氏の権力すら及ばず、軍事的な征服をもって初めて検地を行って得るほどであった事が指摘されるのである。

さてこの天正検地の内容については前稿で示した如くであって、今再びこれを繰返す必要はない。ただその後行われた慶長検地に比べれば、制度的にも完備せず、その打出高も緩かったと言ふことができる。慶長六年の検地以前における紀州一國の石高は二十四万余であり、慶長検地の結果打ち出された三十七万六千石に比べれば三分の二以下となっている。個々の村については知り得る限りのものを曾つて示したが、最も多い村で約四倍の打出しを行っている。

このことは、天正検地の相対的な不徹底さを示すものであろう。しかしこの検地の実施は、熊野のこの地方に封建領主制が確立する基本的な過程の第一歩を示すものであり、旧土豪層に対する相当な打撃となったのである。伊東氏の示される如く、天正十三年の秀吉南征に依りてこれに与した和佐(日高郡)の玉置氏が、「検地の後、本領をそのまま安堵されたけれども、内高は以前の三分の一に過ぎなくなり、之を不平として高野山に遁世した」と言ふ事実は、検地を通じて土豪層が旧来の農奴主的性格を弱められて行く過程を明白に物語っている。

### 三 浅野氏入部と検地

浅野氏は慶長五年十月、家康によって甲斐から紀伊一國(但し高野山領を除く)に封ぜられ、元和五年安芸広島に移封される迄、僅々二十年余にすぎなかったが、紀州における近世最初の大名として封建的諸制度の基礎を築いた。既に先稿で示したごとく、入部直後の定書<sup>(注一)</sup>において、「百姓申分於有之は此方へ申べし、理りもなく小百姓一人もはしらせ候は、其ところのおとな百姓曲事たるへき事」、或いは「当年貢納判升の外とやり一切停止の事」と令して農村における農民相互間の隷属関係を否定しつつ、検地および家数改を行って土地と農民との領主的把握を行い、封建領主制をまさに確立したのであった。この検地及び同時に行われた家数改の詳細については既に発表したのでここでは重複を避け、その意味するところについて若干触れるにとどめる。

羽柴秀長が小堀新助に命じて行った天正検地は、確かに紀州における最初の検地としての意味は大きい。これによって旧土豪層の身分が不安定となり、勢力を減退させたことは否定できない。しかし、何と言ってもそれは不徹底であったし、又最大の土豪とも言うべき新宮堀内氏は安泰であった。これに対して慶長六年浅野氏の行った検地はただ単に紀州一國の石高を量的に拡大しただけではなく、農民の身分に基く家数改<sup>(注二)</sup>を併せ行う事によって、土豪層の経済的、身分的權威を完全に否定し、年貢に関しては領主——(鄉村)

紀州熊野一揆について

さてこの堀内氏は前述の如く秀吉の朝鮮征伐には水軍の將として従軍したが、この時彼の配下には牟婁郡下の諸土豪を従えていることが判る。即ち、太地村和田勘之丞、色川村色川兵太夫盛秋、西向村小山助之丞隆重、曾根村曾根新吉、尾鷲南浦世古伝左衛門、同慶十郎、同嘉兵衛、同作左衛門、同源之右衛門、仲新兵衛、高瓦村高瓦帯刀家盛、尾呂志村尾呂志伝兵衛守仁、等々でこれらはいずれもその地の豪家であった。これによって当時における堀内氏の権力構造が在地の土豪層を基盤としていた事が知れる。

ところで、この堀内氏は関ヶ原役に西軍方について滅亡した。紀伊一國の領主は浅野氏となり、近世大名制の下に政治的、社会的編成を要求されることとなったのである。

(注一) 拙稿「紀州北山地方の検地帳」(三田学会雑誌第五十一巻第三号所収)

(注二) 大蔵省編『大日本租税志』中篇所収の慶長三年検地目録より。

(注三) 拙稿「近世初期の検地と本百姓身分の形成——慶長六年紀州検地帳の研究——」(三田学会雑誌第四十九巻第二号所収)第五表参照。

(注四) 伊東氏前掲論文、社会経済史学十一ノ七、二十二頁。

(注五) 三重県南牟婁郡教育会編『紀伊南牟婁郡誌』上巻、大正十四年、二六〇頁より。

——年貢負担者、賦役に関しては領主——(鄉村)——初期本百姓と言ふ取捨関係、即ちいわゆる封建領主制を確立せんとした点においてそれ以前の段階における社会構成を質的に変化せしめたのである。浅野氏の権力構造が堀内氏の場合と異なって在地の土豪層に基礎を置いていなかったであろう事は次の諸事実から知り得る。

まず、堀内氏の家臣はさきに示した諸土豪の他、「堀内家中知行附」<sup>(注四)</sup>によってその名を知り得るのであるが、これらは全く浅野氏の家臣に見えぬところから主家の滅亡と共に離散したものとと思われる。それぞれの采地や在地に土着して郷土化或いは農民化した例のある事を示す事ができる。

又、次に、検地と同時に施行された家数改において、農村の居住者(戸主)から(一) 庄屋、(二) 肝煎、(三) 寺社関係、(四) 職人、(五) 女子、老人、(六) 隷属者、(七) 不具者等を除いた家を本百姓<sup>(注五)</sup>に賦役負担者と規定し、明確な兵農分離を行って農村に居住する者を農民身分として確定している。

以上の如く、近世封建領主として他国から移封を受けた浅野氏は在地性を全く否定した領主体制を敷いて統治に当らんとした。その治政に関する記録は決して多くはないが、既に示した慶長六年定書の他、同十八年の新宮川奥の代官が在々庄屋百姓へ宛てた覚書<sup>(注六)</sup>、元和元年の沿岸の浦々へ宛てた壁書等によって施政の方針を更に確認することができる。ここでは後の熊野一揆との関連で、伏線の一つともなるべき材木売買の禁制についての達書<sup>(注七)</sup>を示す。

願申遣候、然者新宮近辺三里四里之間在々山見け屋木材木うりかに仕出しの事かたく令停止、公儀より御用候は、自是急度可申付候、右のとおりあいそむき出者於有之は其村庄屋年寄共可爲曲事者也

慶長十年五月七日

右近

新宮川筋

相野谷

中立筋

百姓中

浅野氏は和歌山に本城を置き、田辺、新宮に一族を配して紀伊一國を領した。この田辺、新宮はそれぞれ前の支配者の拠城であったが、和歌山から相当の距離にある熊野地方を支配するためには必要な拠点となつたのである。

(注一) 拙稿「近世初期の検地と本百姓身分の形成」に所収。

(注二) 同上論文参照。

(注三) 近世初期家数改の意義については拙稿「近世初期の家数人

数改と役家について」(『経済学年報I』)参照。

(注四) 新宮市編『新宮市史』昭和十二年、二六四―九頁所収。

(注五) 「浜田吉祥坊名は国次、其の祖石見国より出づ。天正年間

秀吉の命により堀内氏に属し其の老と爲り、引本、矢口河浦に於

て百石、佐野にて百石、其他にて百石を受く。(中略)堀内氏の滅ぶるや、采地粉本村に潜匿し家を棄てて寺と爲す。南龍公の時、其の子孫二人扶持を給せられ、其の後代々地士となる。」(『紀伊南牟婁郡誌』上巻、二五九頁)

(注六) 同上所収。

「覚

我等兩人下代同下人在々百姓あき人に対し非分私仕候は、急度此方へ可申出事

一御年貢の儀は不及申御材木以下兎も角も被仰付候時如在仕間敷候事

一在々百姓他国奉公に出し申間敷事

一他所よりはしり来り候もの並ゆく多もしらす候ものに宿かし申間敷事

一我等下代同下人在々廻り候時ははんまい以下此方より遣候間百姓の造佐に仕間敷候事

右条々於相背ては可爲越度者也

慶長十八年九月廿一日

湯川五兵衛 花押  
長田五郎七 花押

在々百姓中

(同上書、二六六―七頁所収。)

(注七) 拙稿、前掲論文に所収。

(注八) 『紀伊南牟婁郡誌』二六九頁所収。

#### 四 一揆の勃発とその経過

近世初期まで強く残った土豪層にとって、浅野氏の入部が決して歓迎すべきものでなかつた事は容易に想像し得る。特に検地や家数改を通じて土豪層の小領主的権利が否定された事、逆に彼等が「本百姓」身分として新しい領主に対する年貢と賦役負担者たるの刻印を押されたことは、彼等が農民として領主の下に完全に服従せざるを得なくなつた事を物語るものであつた。又、慶長検地の苛烈さは、浅野氏が秀吉の脇臣として検地を「一郷も二郷もなで切りに」しかねまじき勢いで行つて来た経験から、相当強烈であつたものとみられる。天正検地との比較は、極めて限られた範囲内ではあるが既に別稿<sup>(注二)</sup>において示した如くである。一揆の中心となつた北山地方について、両度の検地石高を比較してみると次の如くである(一石以下切捨)。寺谷村、一五五石→四六〇石。佐渡村、一二一石→一六〇石。神山村、二二三石→二五七石。小森村、三三三石→一四五石。尾川村、一七三石→三二七石。従つて量的にも相当の打出が行われている。勿論当時における年貢量は、貢租率が不明であるため確定し得ないが、全体としてその量は増大したものとと思われる。又地域的に限定されているとは言え、前節に示した様な材木売買の禁制も土豪層には何等かの形で苦痛を与えたものとみられる。

紀州熊野一揆について

この様に、旧土豪層は浅野氏入国以後、次第に不満を蓄積しつゝあつたのである。しかしこれが爆発し、領主に対する反抗運動の型をとるには、何等かの直接的な誘因が必要であつた。慶長十九年十月に始まる大坂役は彼等にとって反抗を起すべき絶好の機会となつた。のみならず伊東氏の言われる如く「蜂起の直接的誘因は、大坂方の策動であつて、当時、大坂城中では時世に不平を持つ卑人群を盛に糾合すると共に、又寄手の後方攪乱を計り、大和、和泉、紀伊等の旧族を煽動したが、この策が大に効を奏して、和歌山の浅野氏の大坂進撃を抑制したものが、紀伊の一揆である」と大坂役の一環としてとらえる見方すら成立している。ともかく、大坂役へ出陣のため、軍事力の低下した留守城を襲うことは常識的にも妥当な事であり、大坂方の直接の指導や煽動がなかつたとしても、熊野の土豪層にとっては蜂起の好機であつたと言える。従つて一揆勃発の原因にこの大坂方の策動を重視しすぎる事は不当である様に考えられる。これは後に一揆を鎮圧し、関係者を処罰するための名分として必要以上に強調したのではあるまいか。ただ一揆を生ぜしめるに十分な潜在的な不満を爆発させるに必要な契機として、大坂役の影響は確かに存在したのである。

さて一揆の経過は既に伊東氏の論文や、地方史等に詳しいので、ここでは簡単にその概略を述べるとどめる。

一揆の起点となつたのは紀伊、大和の国境附近の奥地で、ここから新宮へかけて、熊野川、北山川右岸の村々は一揆に参加したので

二五 (五八一)

ある。記録によれば、ただ紀州領分のみならず大和国の農民もこれに同調している。浅野氏の僅かしかない公的記録の一つである「紀伊国一揆成敗之村数」によれば、この時の「一揆起在所」は紀州において入鹿、北山、尾呂志の三郷で合計三十二カ村となっており、これはこの附近の村数の約三分の二に相当する。これら諸村の土豪層を中核とする一揆の軍勢は手薄となった新宮を襲うべく南下し、慶長十九年十二月十二日には新宮の対岸附近にまで進出した。一書によれば、この時の一揆の指導者は大峰の津久と言う者であったが、若し勝利を得た時には「其村山林田畑等夫々に各々配分し与ふべし」として進路の各村に参加を求め、尾呂志附近から相野谷川を下って新宮に迫った。しかし十分の準備もなく城下近くで熊野川を渡ることは不可能である。この時川を隔てて鉄砲の打合いが行われ、一揆側における武器の存在を示している。新宮の留主頭は戸田勝直であったが手兵なく、直ちにこれを討つ事を得なかったが、渡川の準備もあり、且つ武器の差も大きかったので遂にこれを敗走せしめている。伊東氏によれば「城の留守居戸田勝直が領民より人質を徴して一揆の波及を未然に防止し、熊野川に懸ってよく防戦に努め、遂に援兵を得て漸く一揆を撃退した。」この時の軍功者として旧堀内氏下の尾鷲の杉野氏、中氏、相賀の庄司氏、賀田の榎本氏、芝氏等の名が見え、これら海岸地帯の、即ち比較的早く堀内氏の下に入った土豪層が一揆の鎮圧者となっていることは興味深い。これらの者は浅野氏に仕官していたわけではなく、浪人、或いは郷士と

言う点では一揆の中核をなした北山地方の土豪とは変らなかつたのである。彼等が何故一揆に呼応して反抗しなかつたのかはもとより直接知る術を持たない。ただ一方が山間の奥地の土豪であり、他方が交通に恵まれ、早くから他と接触、交流のあった海岸地方の土豪であると云う点、引いてはそのよって立つ社会的、経済的基盤の相違によるものではあるまいか。また両者の間の交通がなく、事前の連絡のなかつたことも想定される。

一揆側は新宮附近の戦いに敗れ、北山附近へ敗走した。一方浅野氏は同年十二月二十日大坂冬の陣の和議が成立するや、廿三日家康の命で居城へ帰り、同月末には一揆の追討を始めている。この時の追討戦は惨烈を極め、「和歌山よりの仰せとして北山国領分は残らず焼払ひ、目に遮る者をば切取るべし」として一揆を起した村々を焼き、又一揆勢を殆んど全滅させ一応鎮定した。

しかし翌慶長二十年四月、再び大坂の兵乱が始まるに及んで今度には紀州日高郡、有田郡に一揆を生じ、浅野氏は同月廿九日泉岸和田で大坂方の軍勢を迎撃しこれを破った後兵を帰して一揆に向わねばならなかつた。従って浅野氏は夏の陣の前半、家康方の軍勢到着までは大坂役に参加し得たが、後半は専ら自国の一揆勢と戦わねばならなかつたのである。この時の一揆の詳細については今ここでは触れない。ただその素因となつたものは、前年冬の熊野一揆の場合と同様であろう。

これら土豪層を中核とする農民の反抗は、二度ながら大坂におけ

る兵乱と時を同じくして行われ、領主浅野氏を大いに悩ませた。しかし、その直接的効果は、若しそれが大坂方の策動であつたとしてもそれ程大きくなかつたし、北山と日高とに地域、時日を分散させた事も戦術的には極めて拙劣であつたと言えよう。これは孤立的な土豪層をまとめる権力者のなかつたこと、平野地帯の土豪・農民の協力を得られなかつたことによるのであるが、それと共にこの一揆の性格を十分に示しているのである。

さて大坂役が終息した同年六月十日の「紀伊国一揆成敗之村数」によれば成敗人数として牟婁郡三六三人、日高郡二五二人、有田郡四八人、名草郡一一人、那賀及び伊都郡二九人、合計八〇六人となっている。この後更に同年閏六月二日付の「熊野一揆成敗申付覚書」に各村の一揆指導者成敗の内容が示されている。これは一揆軍の新宮出撃の道筋に当る村々で道案内等をした者、連絡をした者、その妻子等の成敗が主で、この他六月の成敗から落ちた者を含めてゐる。この内には竹原村の例のごとく「新四郎と申者、去年鉄砲之ものに罷出、大坂御陣へ罷立候処、せんば鉄砲を取かけ落仕、竹原村へ罷越、尙も一揆を催、新宮へ取かけ申候時敗軍仕、直ニ大坂へ罷越、今度山中へ落来隠在之ニ付てとらへ、急度成敗申付候、但此新四郎と申者ハ、いにしへ竹原村之主にて御座候」と言ふ種々の点で興味深い記事を見出す事ができる。この者は一度び浅野氏の軍に加わつて大坂役に従軍しながら、鉄砲を得ると脱走し、一揆勢に加わつて新宮に向つたのである。竹原村之主とあるのは恐

らく庄屋か土豪であつたのであろう。

一揆はこの様に浅野氏の圧倒的な軍事力によって潰滅してしまつた。戦国の争乱のさ中に大名に成長した浅野氏にとっては、彼等の反抗も軍事的には、所詮龍軍に向う螻蛄の斧以上のものではなかつたのであろう。しかし、治政の上から言つて、農民のこの様な反抗を喫する事は、浅野氏が検地や家数改を通じ、紀州において近世大名として君臨する際に必然的に喫せねばならなかつた苦い経験であつたと言える。それだけに更に又大坂役との関係からして、この一揆に対する処罰は峻烈を極め、或いは村落、寺社を焼き、一味の妻子を殺害して徹底的な根絶を図つたのである。これらの具体的な事例については「紀伊国統風土記」等に記載されている如くである。しかしながら、一揆をこの様な形で鎮圧し、処罰することで土豪層はそのまま沈黙したであらうか。この回答は浅野氏の移封と、続いて入つた紀伊徳川家の地土設置の政策に見出されると伊東氏は述べておられる。しかしながら熊野北山地方に関する限り、土豪層は軍事的に殆んど全滅させられたのであつて、地土制度が土豪懐柔の意味を持つとしても、それは北山地方以外の、即ち慶長一揆に参加しなかつた地方の土豪一般に適応されるものであろう。従つて両者の間の直接的関係は薄いとせねばならぬ。そこで一体一揆勃発当時、この北山の土豪層は如何なる社会的経済的基盤の上に存在していたかを検討する必要があるのである。

第1表 北山・尾呂志・入鹿地方の家数改(慶長6年)

村名	石高	家数	役家	庄屋・肝煎	寺・神主	そ大	ま工	おか	渡守	いんきよ・後家・うば	下人	かわ者	失人
* 大小	294	55								5(人合)			
* 小佐野	129	16	9	2						4	1	1	
* 神和寺	162	17	7	2	2								1
* 桃井	160	20											
* 大香	148	11			1					11	3		
* 赤尾	257	54		2	2					6			
* 粉長	160	17			1					9			
* 小赤	391	44			2					1			
* 平坂	51	7			1								
* 上河	385	56	11	2	1					7	1		
* 栗片	72	22		2	2		1			17	6		
* 西丸	317	54	26	2	2					14	1		
* 大板	185	26	10	2	2					10	2		
* 栗湯	145	26	5	2	2			1		14	2		
* 栗湯	163	18	10	2	1					3	1	1	
* 栗湯	252	42	20	2	4(いんきよを合)			1		12	3		
* 栗湯	289	33	18	2	1			1		8	3		
* 栗湯	232	30			1					3			
* 栗湯	441	58			3					6			
* 栗湯	198	21		2	1					6	4		
* 栗湯	387	39	14	2	3					7	9		4
* 栗湯	107	10			1					1			
* 栗湯	34	3	1	1						4	1		
* 栗湯	141	11	4	2						1			
* 栗湯	123	11	7	2	1					1			
* 栗湯	328	32	22	2	1					7			1
* 栗湯	204	23	18	2	2					4			
* 栗湯	207	26	19	2	1					2			
* 栗湯	38	11	6	2	1					2			
* 栗湯	104	32	20	2	1					8			1
* 栗湯	66	15											
19カ村計	3,390	467	234	37	26	1	2	1		127	30	9	

〔備考〕 石高は1石以下切捨、寺・神主には山伏・禪門を含む。いんきよ・後家・うばにはやまめ・おうじを含む。  
村名欄 \*印は慶長19年12月「熊野一揆起在所」(『浅野家文書』による。)

紀州熊野一揆について

二九 (五八五)

(注一) 拙稿「紀州北山地方の検地帳」(本誌、五十一巻三号所収)参照。

(注二) これらの比較のうち、寺谷村、佐渡村、神山村の三カ村は、それぞれの村の慶長検地帳(旧藩有文書、現徳川林政史研究所蔵)に先高、或いは前之高と記された石高と、慶長検地の石高比較。又、小森村、尾川村は、村側に残された天正検地帳(現天理大学附属図書館蔵)の石高との比較である。前者の先高、前之高は恐らく天正検地の村高を示すものと考えられるが未だ確認されない。なお慶長検地に際していわゆる村切が行われ、村の領域変更が行われた例があるから、両度の石高を比較する際注意を要する。拙稿「近世初期の検地と本百姓身分の形成」参照。

(注三) 伊東氏、前掲論文より。

(注四) 『大日本古文書 浅野家文書』一五三頁以下に所収。

(注五) 『紀伊南牟婁郡誌』上巻二八三頁以下所収の「北山一揆物語」(旧尾川村高梨家所蔵)による。

(注六) 伊東氏、前掲論文。

(注七) 『史料綜覧』巻十五、五八頁。

(注八) 前掲「北山一揆物語」。

(注九) 『浅野家文書』一五三頁以下。

(注十) 同書。一五九頁以下。

五 北山地方の村落構造

一揆の基礎となった北山地方の村落構造を主として慶長検地帳から考察しよう。まず検地帳末尾の家数改をみると第一表のごとくである。

この家数改の内訳は、領主の賦役賦課の量的な可能性を村毎に決定するために作られたものであって、そこには種々の異なった基準が用いられている。庄屋・肝煎と言った村役人は持高も多い豪家であったろうが、これは各村に必ず存在し、土豪・庄屋と簡単に規定するわけには行かない。寺・神主およびそま・大工・おか(大鍋)等の職人が持高と関係なく賦役を除外されている。これに対し、うば・後家・いんきよ・おうじ、やまめ等の戸主が老令者、女子等の理由による除外者、主家に隷属し、独立性のうすい下人、肉体的欠陥からする除外者等が書き上げられ、残りのどれにも属さぬ家が「本百姓」或いは「役家」等々の呼称でその村の賦役負担能力の基本的数値として捉えられているのである。従ってこの家数改から直ちにその村落構造を導き出すことはできないのであるが、第一表に示された諸特徴を探ってみよう。

まず、家数総数の内、賦役負担者たる「役家」の数であるが、家数改に明確にその数を記する村(第一表に○印を附したもの)十九カ村の家数四六七の内、二三四が「役家」であり、その半数を占めている。この数字は筆者がさきに示した牟婁郡全体の率と一致し、この面では北山地方の特徴とする事はできない。そま、大工、おかと言った山林関係の職人が散見される事はこの地方の林業生産のある程

二八 (五八四)

度の発展を物語っている。

下人、抱者等の隷属農民の数はそれ程多くない。伊東氏は田辺領伊作田村の例——家数六十九、百姓公事人（役家）二十、百姓下人二十一、後家やまめ寺二十一——や同じく湊村の例を示され、この下人の多いことを次の如く述べておられる。「比較的開けた田辺近在の村落でさへもかやうであるから、奥熊野その他中央権力の浸透することの遅かった山間部では、なほ一層中世的遺制が失われずに残存したことであらうと思はれるが、この点に就いてはなほ多くの地方の検地帳の発見を待つて後、論旨を進めねばならぬ。」伊東氏は検地帳の名請人別の持高や、家数改記載から村落構造を知り得ると言う前提から、一揆の中心となった地方の検地帳の記載を予想されるのであらう。しかし、下人の数は第一表に見るごとく決して多いとは言えず、伊東氏の言われる「中世的遺制」をここから導き出すことはできない。これに対してその数を多く見出すのは、隠居、後家うばの類で、全家数の三分の一以上を占めている。初期検地帳に是等の名称を附するものが多いことは、各地の報告について明らかであり、これも北山地方のみならず、各地の報告について明らかである。隠居・後家・うばが何故多数に存在するのか。我々はこの隠居・後家・うばの内容をまず決めねばならない。隠居は現在用いられている意味の他、いわゆる隠居分家の形で行われる家族形態の名称を指すのではなからうか。とすればこれは戸主が老齢で、既に家督は譲ったが、別居して妻子と共に住居する者となる。後家・やまめ

については字義通り解釈しうるものと考えられる。最も疑問であるのはうばで、これが今日の乳母でない事は明らかである。むしろ「老女、或いは祖母を指すものではあるまいか。これら女子の老令者に対し、おうしは男子の老令者と見做すことができるのである。この様にこれらの内容について妥当と思われる一応の解釈は可能なのであるが、何故多数初期検地帳や家数改に独立して記載されるのであらうか。この解答を我々は次の如く考えたい。当時これらの隠居・後家・うばは、中心となる家族と同居せず、狭少ではあるが独立した家屋に住居していたのではなからうか。そして検地における屋敷地の竿入が、この独立した家屋毎に行われたため、その実質的な独立性に関係なく、独立した家と見做され、家数改にも記載される。従って若しこれらがいずれかの家族と同居している場合には、少なくとも家数改には独立して出て来ない。このような家族の分散は、いわゆる複合家族から単婚小家族への分化の過程において生じて来た、そして、家屋と家族との関係から規定される。初期検地や家数改が、基より若干の偏差はあると言え、一応の画一性を以って一地域内に強行される時、史料の上にそれぞれ一個の「家」として記載されざるを得なかった結果である。それ故この段階における「家数」と、近世後期の諸史料に見られる「家数」とは内容の異なるものであり、両者を単に比較して増減を云々することはできないのである。

結局この家数改から見出し得るところは少なかったと言える。伊

東氏の期待される様な結論は少なくともこれのみでは導き得ないであらう。

次に検地施行の本来の目的である土地調査に関する記載を分析してみよう。北山地方の内、小森村他二カ村については既に別稿において慶長検地帳の整理集計の結果を表示して<sup>（注三）</sup>おいた。ここではこれらを含め更に他の数カ村の事例を加えて検討することとする。

第二表は、赤倉・尾川・粉所・長井・小森の五カ村について検地帳の名請人を持高別、身分別に整理集計したものである。表作成にあたっては次の点において原史料から集計の際修正を行っている。即ち、原史料には他村からの入作と明記されない者でも、同一検地帳の他の箇処に明らかに入作の肩書のある者についてはこれを入作とした。

第二表に示される特徴を列記してみると次の如くである。まず、屋敷地を有する者と、有しない者との比率は合計してほぼ三対一で、他村よりの入作者を除けば、名請人の七割五分は屋敷地の保有者である。これを村毎にみると、赤倉村が最も高く、屋敷地のない名請人は一人にすぎない。他方、粉所村では屋敷地保有者の数はやや少なくなっているが、それでも入作を除く全名請人の六割以上を占めている。この事は何を物語るか。検地帳における無屋敷地登録人の数に注目し、これを先進・後進地域の指標とする事が言われるのであるが、ここではこの様な原則は全く適用されぬものの様に思われる。即ち、社会的に中世以来の制度をそのまま持ち越したとみ

られるこの北山地方の検地帳では、無屋敷登録人の数は少なく、なにかんずく、地図上で求めれば山間に孤立した赤倉村の如きは殆んど存在しない。これは無屋敷登録人を以って隷属農民と一概に定めてしまふ事の危険性を物語るものであらう。既に述べた如く、これには勿論独立した家屋を有さない隷属農民や、複合家族の解体過程で、未分離の状態にある家族も含めて、他村からの入作者や、他の屋敷地登録人の別名等複合した性格を持つものと見做すべきであらう。

従って、検地帳から農民の階層構成を探る時は、この無屋敷登録人の内容を明らかにすべきであるが、それが不可能である場合には、これを除外して考えるか、さもなければその数のなるべく少ない村を選ぶべきである。ここに選んだ五カ村は幸いその数の少ない村であった。紀州の熊野地方全体について無屋敷地登録人の比率を見ると決して一定していない事は既に示した<sup>（注四）</sup>。ただ本稿に示した五カ村はいずれも同一の検地役人によって検地され、その比率を近くしているのである。

以上の前提に立った上で、この五カ村の農民層の構成をみると、役家と規定される身分においては一〇乃至五石に頂点を持つ分布がみられ、一石以下の零細層は皆無ではないが、非常に少なくなっている。これに対し、いんきょ・後家・うばでは一石以下がその半ば以上を占め、顕著な零細性を示している。事実これらの中には、屋敷地のみ、の保有者で耕地を何等有さぬ者がかなり多く見られ、これらが

第2表 検地帳による身分・持高別村落構造 (慶長6年)

1. 赤倉村	10石以上	10-5石	5-3石	3-1石	1石以下	計
名請人総数	1	3	5	11	3	23
屋敷地有	1	3	5	10	3	22(22)
庄屋・肝煎	1		1			2(2)
寺・神主			1			1(1)
職人						0(0)
いんきよば 後家・うば		1		3	3	7(7)
下人家				1		1(1)
役家		2	3	6		11(11)
屋敷地無 他村より入作				1		1
2. 尾川村	10石以上	10-5石	5-3石	3-1石	1石以下	計
名請人総数	9	18	8	14	29	78
屋敷地有	8	16	6	7	15	52(54)
庄屋・肝煎						0(2)
寺・神主					1	1(2)
職人						0(1)
いんきよば 後家・うば				2	14	16(17)
下人家						0(6)
役家	8	16	6	5		35(26)
屋敷地無 他村より入作	1	2	2	3	11	19
3. 粉所村	10石以上	10-5石	5-3石	3-1石	1石以下	計
名請人総数	2	4	9	9	21	45
屋敷地有	2	4	7	7	4	24(25)
庄屋・肝煎	1		1			2(2)
寺・神主			1			1(1)
職人						0(0)
いんきよば 後家・うば		1	2	6	3	12(14)
下人家					1	1(1)
役家	1	3	3	1		8(7)
尾敷地無 他村より入作			1	1	13	15
			1	1	4	6

単に家屋を独立して有するのみで、その実は中心となるべき主家に隷属していた事を示すのである。ただこれを「隷属農民」として下人と同一範疇に入れるのは困難である様に思われる。この事は、これ

らの身分の者がたとい独立した家屋に住むとは言え、実質的には独立し得なかつた事を示すのである。下人はその数が少ないので、この表だけでは結論し得ないが、三石以上を保有する者も居り、持高

4. 長井村	10石以上	10-5石	5-3石	3-1石	1石以下	計
名請人総数	3	8	6	25	37	79
屋敷地有	2	8	3	3	10	26(26)
庄屋・肝煎					1	1(2)
寺・神主		1	1			2(2)
職人						0(0)
いんきよば 後家・うば				3	7	10(10)
下人家			1		1	2(2)
役家	2	7	1		1	11(10)
屋敷地無 他村より入作	1		3	20	16	39
5. 小森村	10石以上	10-5石	5-3石	3-1石	1石以下	計
名請人総数	5	4	5	3	14	31
屋敷地有	5	4	5	2	12	28(26)
庄屋・肝煎	1					1(2)
寺・神主	1	1				2(2)
職人		1				1(1)
いんきよば 後家・うば		1	2	1	10	14(14)
下人家			2			2(2)
役家	3	1	1	1	2	8(5)
屋敷地無 他村より入作				1	1	2
6. 合計	10石以上	10-5石	5-3石	3-1石	1石以下	計
名請人総数	20	37	33	62	104	256
屋敷地有	18	35	26	29	44	152(153)
庄屋・肝煎	3		2		1	6(10)
寺・神主	1	2	3		1	7(8)
職人		1				1(2)
いんきよば 後家・うば		3	4	15	37	59(62)
下人家			3	1	2	6(12)
役家	14	29	14	13	3	73(59)
屋敷地無 他村より入作	2	2	3	8	36	51
			4	25	24	53

〔備考〕 各村最右欄のカッコ内は家数改に示される家数(第1表参照)

と、その身分との関係がそれほど顕著に示されぬ事に気付く。この他庄屋・肝煎(ありき)では十石以上の庄屋層と、五石以下の肝煎(ありき)に判然と分れ、庄屋の土豪的性格に対し、ありきが経済

的にそれ程強くないこと、従って近世後期の肝煎とは同一視できず、ここではむしろ村の定番と言った性格を見せているのである。総じて持高を通じての階層分化はそれほど顕著ではなく、又いわ



ゆる土豪と言われる存在も、ここでは予想された様な形では表われてこない。

又この表では明らかにされ得ないが、所有する下人(ただしここで明らかにされ得るのは勿論屋敷地持の下人である)の数も多くて三間が限度であって、中世「農奴主」的な土豪としては過少であると言わねばならない。

しかし、ここで、慶長のこの検地及びそれに伴う家数改が、旧土豪勢力を抑え、彼等を「農民」身分に緊縛し、年貢及び賦役の負担者として確定すると言う領主の主観的意図の下に遂行されたのであるから、その結果が検地帳や家数改の記載に反映し、土豪の「農奴主」的性格を薄める傾向のあったことを一応条件として保留しておく必要がある。

さて第二表で当然生ぜねばならぬ疑問は検地帳の屋敷地名請人による身分別の集計と、家数改の内訳に示された数字とが合致しない場合の見られる事である。この家数改が、検地帳の屋敷地改を基礎として算定されている事は既に述べた。実際紀州慶長検地帳の殆んどの場合において両者は一致する。尤も、家数の内訳を詳しく書かぬものがある事も確かである。この五カ村の検地帳においてその総数が合致しなかったり、又、身分別の小計が異なるのは何故であろうか。これは一つには検地帳そのものの記載様式が他の場合と異なっていて、屋敷地が田畑と交錯して書かれていること、又、屋敷地を二カ所有する者の処置如何によって両者に差異が生ずるのである。従

って、全体的にはこの家数改は、検地帳の屋敷地改を基礎として算定されるべきものであったと言うのが正しい。

以上の諸史実を総合すると、慶長期の北山地方の村落は、ほぼ五石以上を有する農民——庄屋はすべてこの層から出て居り、残りは殆んど役家である——を中核とし、五石—一石の小農民と、一石以下の実質的には独立し得ない、殆んど耕地を有しないが独立した家屋に住居する農民とから構成されていた。

検地によって最も打撃を受けたのは言うまでもなく第一の層で、おそらく一揆を構成する中核となったであろう。慶長十九—二十年の一揆と、六年の検地との間に十数年を経ているため、一揆に参加し、領主の手によって処刑された農民の名前を検地帳から見出すことは殆んどできない。ただごく僅かな例については同一の名を見出し得る。これを同一人と見做して対照してみよう。

平谷村三介。「一揆成敗申付覚書」によれば、「去年一揆大将仕、新宮へ罷出候……」処とあり、一揆の棟梁の一人であった。検地帳ではこの村において十三石余を有し、平谷村の庄屋であって、屋敷持の下人一間を有するところの北山地方の土豪の典型である。

和気村西。「去年本宮より新宮迄ノ川筋一揆企之大将仕由……」検地帳では十一石弱の持主で、同じく「内ノ者」として屋敷持の下人を一人有する土豪である。

以上検地帳に明らかに認められる一揆参加の農民は僅少であるが、そのいずれもが持高十石以上の土豪層である事を知り得たのは

貴重な収穫と言わねばならない。

結局、近世初期における北山地方の村落構造は、通例考えられる程に、経済的な後進性を示しておらなかった。ただ、そこに住居する土豪層が、近世大名を生んだ畿内、及び東海地方の如く武士化することなく、殆んどそのまま残存していたと言ふ特徴を挙げることが出来る。一般的に彼等の経済力は、土地保有や下人所有の上から見ればそれ程大きくなく、中世的「農奴主」と言っても、後進地帯に残った巨大な姿を想定する事は不当である様に考えられるのである。

彼等が領主に対して反抗せねばならなかったと言ふ事、そしてその反抗が簡単に崩れねばならなかったと言ふ必然性とその限界も一面ではこう言った土豪の持つ性格から規定されるのである。

(注一) 前稿において、このおか、或いはおか引は内容不明の分類に入れたが、これは大鍋であろうとの指摘が野村兼太郎教授よりなされた。

(注二) 「明確に初期本百姓の数を示す村を合計すれば、家数総数一八一五に対し、その数は八八四であり五割以下となる。」(拙稿「近世初期の検地と本百姓身分の形成」)

(注三) 拙稿「紀州北山地方の検地帳」

(注四) 拙稿「近世初期の検地と本百姓身分の形成」第二表参照。

(注五) 同右論文、及び拙稿「近世初期の家数人数改と役家について」

て(慶応義塾経済学会編「経済学年報I」所収)参照。

(注六) 小森村、尾川村の場合については具体的に示しておいた。

拙稿「紀州北山地方の検地帳」参照。

(注七) 「浅野家文書」一五九頁以下所収。

### 六 近世初期一揆の性格

以上観察したところに従って、この熊野一揆の内容を考えてみると、先学の示されたその基本的性格を否定する史実と言ふものは殆ど見られず、逆に慶長検地帳の分析を通じて、その初期一揆としての特徴を十分に有するものであることを知り得た。ただ熊野地方を余りに後進的であるとし、一揆を中世農奴主層の反抗であるとする事は、この地方の社会経済的後進性を過大視する結果でなからうか。一揆の中核となったのは確かに「土豪」であって中世以来の支配関係を強く持って来たのであるが、伊東氏や林氏が田辺近傍の一土豪の例にみられた様な巨大な姿では存在しなかったのではあるまいか。これは一つには北山地方の村落が孤立的で且つ小さく、その勢力も自から限定されざるを得なかったからである。更に又、耕地の生産力から言っても、決して低くなく、慶長検地の結果算定される平均石盛は北山地方にあっても田で一石二斗五升以上であり、畑でも一石となつて(注一)尤もかく石盛の高い事が一揆の要因になっていた事も考えられるのであるが。

近世初期に至る間の熊野地方が政治的に中央権力の争闘圏から離

れ、在地の土豪層の割拠的状态が比較的後まで残り、それが同じく在地家臣団にその権力の基礎を置く堀内氏に統一されて行ったのであるが、関ヶ原役後、新しい近世大名としての性格を具備した浅野氏が入国するに及んで、紀州における中世史から近世史への大きな変革がみられることとなった。封建領主として浅野氏が領内の土地と農民を量的に把握するため検地と家数改をするに及んで、熊野北山地方にも漸く近世化への楔が打ち込まれた。即ち、自らの地位を奪われ、近世領主の下に「農民」として位置付けられるべき道程に登った土豪達——しかも彼等は他地方にみられる様な武士化による在地での勢力の喪失や、移封に伴っての転居ということもなく、そのままの形でその勢力を温存し得た——の眼には、徹底した封建領主制を確立せんとする浅野氏の巨大なそしてそれまで経験したことのない異質な姿が映じたに違いない。彼等は勿論直らには反抗できなかつたであろう。しかしその不安と不満は次第に蓄積され、「臨界量」に近付きつつあった時、大坂の両役が勃発し、浅野氏は軍事力をこれに割かねばならず、その間隙を突いて反乱に至ったのである。

従ってこの一揆の性格に、貨幣経済の展開に伴う農民層の分解に対応して生じた近世後期の百姓一揆に見られる様な農民の経済的要求もなければ階級的要素もなかつたのである。一揆は土豪層の新封建領主に対する「反抗」であつてすくなく「政治的」であつたと言

える。勿論一揆の中心となつたのは熊野北山地方の山間部であり、海岸地帯の土豪はこれに加わらなかつたばかりか、むしろその鎮圧に与していることは、この地方の山間部の「土豪」としての社会的経済的性格に共通なものがあつたからとみられるのであるが。

この一揆の意義は、地域的に限れば、またその結末だけを考えれば、それ程大きな意味を持たない様に見える。しかし、中世から近世への移行の内に、異質な政治的社会的要素が如何なる形態で反撥し合い、遂には一方が他方を武力をもって懐減させねばならなかつた姿を端的に示す史実として、単なる地方的一揆として片附ける事を許さない重要な意義を持つものと言えよう。

またその直接の影響として、伊東氏の言われる如く、紀州藩における地主制度の出現を挙げざる事もできる。更には、この地方が近世を通じて藩権力に決して従順ではなく、幕末における騒動を生み、引いては明治におけるいわゆる大逆事件の当事者、同調者を多く生んだのも、この中央から遠く残された辺境の「土豪的性格」の然らしむるところであつたとすれば、慶長のこの一揆はまさにその様な反抗の先駆的形態であつたとするのは独り筆者の思い過ごしであるうか。

(注一) 拙稿「近世初期の検地と本百姓身分の形成」第四表参照。

## 所得—余暇撰好場の測定(一)

尾崎巖

### I 序文—(イ) 本稿の目的と概要

#### (ロ) 事実の観察

### II 所得—余暇の撰好理論

#### (イ) 労働の不効用と余暇の効用

#### (ロ) 所得—余暇撰好場と家計の効用極大行為

### III 家計調査資料への適用

#### (イ) 計測さるべき理論模型

#### (ロ) 使用された資料の性格

#### (ハ) 二十六年—三十年度資料による誘導形の計測結果

### IV 計測

#### (イ) 模型(I)

#### (ロ) 模型(II)

#### (ハ) 模型(III)

### V 結語

#### 所得—余暇撰好場の測定

### I 序文

#### (イ) 本稿の目的と概要

所得—余暇撰好場の計測は二つの経済学的意味をもっている。

一つは労働供給機構の解明であり、他は、家計の所得決定の構造を明らかにすることである。

前者は、労働市場に登場する一方の主体者として、賃金率に反応する供給主体の行動を明らかにする(労働の供給函数の統計的決定)。この分析はもう一方の主体者たる企業行動の確認——労働需要函数の統計的導出と相まって、賃金率決定の機構を明らかにするだろう。

後者の家計に対する所得決定の機構分析は、従来の所得所与の下に展開された消費行動模型の計測と連結されて、より一般的な家計行動理論を形成する。後節でのべられる如く、所得—余暇の撰好理論とは、その本質において消費—余暇の撰好理論にほかならない。このように所得—余暇撰好場の計測は、伝統的な消費行動理論と